

8. 再質問 < 要望 >

二点要望をさせていただきます。

一点目は、女性の働き方、社会進出に関しまして、今日の答弁に「あっせん」という言葉が出ました。

本県には、13万5,000社の中小企業があると言われていました。

今回のハラスメント対策の答弁で、「あっせん」といわれました。これは、非常に大事な、労働者と使用者のトラブルの仲立ちをする、これは、非常に重要だと思いました。

私たちが「あっせん」といえば、あまり聞こえは良くありませんが、行政での「あっせん」、4箇所の労働事務所でされていると聞きましたが、併せて国の方もされている。

このことが、どれくらい13万5,000の会社に浸透しているのか。

そこで働いている従業員の皆さんがご存じなのかということが、少し気になっています。

来年から、パワハラ防止法も施行されますし、執行部に聞きますと、ホームページとか、労働事務所にチラシを置いているということでしたが、さらに、広報・啓発をして、もっと周知していくことを、是非、お願いしたいと思います。

二点目です。

精神障がい者の医療費助成についてですが、今日の答弁では、なかなかまだ進まない、進んでいない答弁でした。

これはまた、来年に向けて、協会の人とも話し合いながら、少しでも、何が出来るか、そこをしっかりと考えていただきたい。

この二つを要望しまして、代表質問を終わります。